公益法人等基金の見直しの成果と課題 ~財政健全化への寄与の可能性を探る~

予算委員会調查室 柴﨑 直子

1. はじめに

平成 21 年夏の政権交代後初の予算編成となった 22 年度予算では、政治主導による新たな予算編成手法として「事業仕分け」が実施され、その結果を基に、国の財政支出によって公益法人や独立行政法人等(以下「公益法人等」という。)に設置された基金から合計 8,650 億円が国庫に返納された¹。

その後も公益法人や独立行政法人の事業を対象とした「事業仕分け第2弾」 が実施されるなど、これまで組織や経営が非効率、不透明との批判が多かった これら法人に関連し、予算の効率化に向けた動きが顕著になっている。

他方、22年6月に閣議決定された「財政運営戦略」では、ペイアズユーゴー 原則での財源確保ルールや財政赤字縮減ルール等が定められたことから、今後 の予算編成においては、歳出の削減と同時に歳入の確保がカギとなる。

そこで本稿では、22 年度予算で行われた公益法人等の基金の国庫返納に注目 し、その状況を把握することで、こうした基金の見直しが財政健全化に寄与す る可能性を探ることとしたい。

2. 基金の設置と見直しの動き

国は、公益法人や独立行政法人、都道府県等に対して補助金等を交付して数多くの基金を設置し、その基金から家計や事業者等に対して貸付や債務保証、利子補給等を行っている。これら基金は、設置された後は国の予算の単年度主義の原則にしばられることなく、多年度にわたった支出を機動的に行うことができるため、景気低迷期の経済対策や農業被害等の緊急支援策など、公益性が高く弾力的運用が求められる事業や単年度では完結しない中長期的な事業を実施するのに適している。このことから、各時代における主要な政策課題に対応するため、基金に対して多額の補助金等が交付されてきた。

しかし、時代の変遷とともに経済の成熟化や少子高齢化の進展など、社会経済情勢も大幅に変化したことから、補助金等の交付により公益法人に設置され

¹ 本稿では、平成22年度予算で基金の国庫返納を実施した公益法人、独立行政法人、その他(表1参照)を総称して「公益法人等」とする。

た基金の中には、事業のニーズが低下したり、必要以上の基金残高を保有したりするものが出てきているとの指摘が目立つようになった。さらに、公益法人は外部のチェックが働きにくく、非効率な運営等の問題も指摘されたため、その基金について見直しを求める声が高まった。

こうした状況を受け、平成 16 年 12 月の「今後の行政改革の方針」では行政 改革の一環として、国の補助金等の交付により造成された基金を保有する法人 の事業を 18 年末までに見直すことが決定された。その後、18 年 8 月には基金 事業について、基金規模の縮減や 10 年を超えない範囲での事業終了時期の設定 を行うことなどを内容とする見直しが行われ、その後、数年間のうちに 26 法人 33 基金の合計 1,743 億円が国庫返納されることが決定された²。

しかしながら、20年秋のリーマンショックに端を発した世界的な景気後退により日本経済が深刻な状況に陥ったため、政府は相次いで経済対策を打ち出し、その一環として編成された21年度第一次補正予算では、「経済危機対策」に関連し、新たに公益法人や都道府県に造成する30基金を含めた全46基金に対し、総額4兆3,674億円の補助金等が計上された。この点、国会議論等では、これまでの基金見直しの動きと逆行するものであるとして、その妥当性について疑問の声も上げられた3。

3. 事業仕分けを踏まえた基金の国庫返納

こうした状況を踏まえ、平成21年9月の政権交代により発足した鳩山内閣は、21年度第一次補正予算の執行の見直しを行った。この中で、基金造成事業については、地方向け基金を除いた基金造成事業2兆2,354億円のうち、9,781億円が執行停止・返納見込みとされた⁴。

また、22 年度予算の編成に当たり、21 年 11 月には事業の必要性や実施主体の妥当性について評価する事業仕分けが実施され、これまで批判の対象となっていた国の資金で公益法人や独立行政法人等に設置した基金も仕分けの対象とされた。そこでは、各基金について「必要性の精査が必要」、「基金事業を民間に任せるべき」、「基金対応ではなく所要額を単年度予算措置すべき」などの指摘がなされ、多くの基金事業に「基金を国庫返納」との評価結果が出された。

これを受け、事業仕分けの対象とならなかった基金も含め、改めて各省が基

経済のプリズム No84 2010.10

²「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平 18.8.15 閣議決定)、「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」(平 18.12.24 行政改革推進本部決定)

³ 第 171 回国会参議院予算委員会会議録第 22 号 11~19 頁(平 21. 5. 21)等

⁴ 「平成 21 年度第 1 次補正予算の執行の見直しについて」(平 21.10.16 閣議決定)

金の必要性等を見直した結果、22年度予算において、合計 74基金から 8,650 億円が国庫に返納されることとなった(表1)。

表 1 平成 22 年度予算における公益法人等の基金の国庫返納

(公益	法人)	(単化	立:億円)
所管 省	法人名	基金名	国庫 返納額
外務	(財)日中友好会館	東アジア青少年交流基金	8
	(財)日韓文化交流基金	東アジア青少年交流基金	7
		私立学校施設高度化推進支援基金	6
厚労	(財)こども未来財団	こども未来基金	300
	(社)国民健康保険中央会	国保特別対策基金	42
農水	(社)国際農林業協働協会	基金造成事業	12
		差額補填資金	537
	(財)食品流通構造改善促進機構	食品小売業等環境対策基盤強化事業助成資金	3
	(財)中央果実生産出荷安定基金協会	果樹対策資金	125
		特定畑作物等対策資金	16
	(財)日本特産農産物協会	いもでん粉工場再編整備等対策資金	3
		いぐさ・畳表構造改革緊急支援資金	5
		いもでん粉工場再編整備事業基金	2
	(社)全国畜産経営安定基金協会	畜産経営維持安定特別対策基金	9
	(財)農林水産長期金融協会	農山漁村振興基金	775
	(社)全国農地保有合理化協会	農地保有合理化法人債務保証基金	2
		農地売買円滑化事業基金	19
		緊急加速リース支援事業貸付原資基金	0
		農地保有合理化緊急売買促進事業基金	8
		担い手支援貸付原資基金	12
	(財)全国土地改良資金協会	土地改良負担金対策資金	594
	(財)海外漁業協力財団	貸付事業基金	51
	(社)大日本水産会	漁協経営基盤強化推進基金	8
		資源回復等推進支援事業造成基金	21
		ノリ養殖業構造調整・競争力強化助成基金	10
		水産業燃油高騰緊急対策基金	262
		漁船漁業構造改革総合対策基金	358
	(財)日韓・日中新協定対策漁業振興財団	新日韓漁業協定関連対策特別基金	1
		新日中漁業協定関連対策特別基金	9
	(社)漁業信用基金中央会	漁業運転資金融通円滑化基金	1
		中小漁業関連資金融通円滑化対策事業資金	4
		認定漁協資金融通円滑化基金	1
	(社)米穀安定供給確保支援機構	過剰米対策資金	75
	(財)残留農薬研究所	新農薬等開発促進事業基金	0
	(社)農林水産航空協会	農林水産航空乗員養成費貸付事業基金	0
経産	(社)全国石油協会	環境・安全等対策基金	80
		揮発油販売業経営合理化基金	5
	(社)潤滑油協会	潤滑油製造業近代化基金	25
	(社)全国信用保証協会連合会	特定中堅企業金融円滑化特別基金	10
	(財)新エネルギー財団	中小水力発電事業に係る利子補給事業のための利子補給基金	12
	(財)プラスチック処理促進協会	債務保証基金	0
国交	(財)民間都市開発推進機構	まち再生参加業務円滑化基金	37
		事業促進支援基金	60
		無利子貸付金	1, 097
	(社)海外建設協会	海外建設促進基金	1
環境	(財)日本環境協会	環境修復・創造支援基金	4
		<u> </u>	4, 617
		(うち、一般会計)	(4, 146)
_			

平成22年度予算における公益法人等の基金の国庫返納(続き)

(独立行政法人) (単位:億円)

(祖立门政区人)				
所管 省	法人名	基金名	国庫 返納額	
総務	(独)平和祈念事業特別基金	運用資金	200	
	(独)情報通信研究機構	高度電気通信施設整備促進基金	42	
		衛星放送受信対策基金	31	
外務	(独)国際交流基金	運用資金	342	
文科	(独)国立青少年教育振興機構	子どもゆめ基金	100	
厚労	(独)雇用・能力開発機構	財産形成利子補給基金	10	
	(独)福祉医療機構	長寿・子育て・障害者基金	2, 787	
農水	(独)農畜産業振興機構	野菜農業振興資金	1	
経産	(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構	省エネ・リサイクル支援法債務保証(一般)の資金	11	
		省エネ・リサイクル支援法債務保証(需給)の資金	22	
	(独)情報処理推進機構	信用基金	91	
	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	鉱害保証債務基金	3	
		計	3, 638	
		(うち、一般会計)	(3, 606)	

(その他) (単位:億円)

所管 省	法人名	基金名	国庫 返納額
財務	日本酒造組合中央会	単式蒸留しょうちゅう業対策基金	158
農水	事故米穀経営支援協議会	事故米榖影響事業者緊急経営支援基金	25
	都道府県水田農業推進協議会	産地確立対策基金	25
	北海道カボチャ安定生産協議会	ヘプタクロル吸収抑制対策事業資金	1
	都道府県協議会	燃油・肥料高騰緊急対策資金	23
	全国農業会議所	経営力向上支援基金	2
	都道府県	中山間地域等直接支払基金	11
	全国森林組合連合会	花粉の少ない森林づくり資金	22
		高齡級森林整備促進特別対策資金	21
	全国漁業協同組合連合会	漁業経営安定特別対策基金	7
	都道府県	離島漁業再生支援交付金	7
経産	全国商店街振興組合連合会	商店街振興基金	51
		人材対策基金	7
	全国商工会連合会	商工会等記帳機械化等オンライン化推進事業基金	31
		人材対策基金	1
	日本商工会議所	人材対策基金	3
		計	395
		(うち、一般会計)	(395)

(出所) 財務省資料より作成

- (注1) 所管省は、各法人を所管する府省もしくは基金に対して補助金等を交付した府省を指す。
- (注2) 国庫返納額は、平成22年度予算に歳入として計上された額をいう。
- (注3) 平成22年度予算の歳入に計上された基金の国庫返納額の総額は1兆950億円であるが、ここ では平成21年度第1次補正予算の執行見直しにより国庫に返納される(独)住宅金融支援機構 の出資金2,300億円を除いている。

4. 基金の国庫返納の状況

平成22年度予算に歳入として計上された 公益法人等の基金からの国庫返納は、公益法 人が46基金4,617億円、独立行政法人が12 基金3,638億円、その他の組織では16基金 395億円となった。

この結果について、基金を保有する公益法 人等の数を所管省別に見ると、農林水産省が 41 基金と最も多く、次いで経済産業省が 15 基金、厚生労働省と国土交通省がそれぞれ 4 基金となった。他方、内閣府、法務省、防衛 省が所管する法人の基金からの国庫返納はな かった。また、国庫返納額では独立行政法人

表 2 所管別基金の国庫返納 の状況

所管省	基金数	金額(億円)
総務	3	273
外務	3	357
財務	1	158
文科	2	106
厚労	4	3, 139
農水	41	3, 068
経産	15	352
国交	4	1, 195
環境	1	4
計	74	8, 650

(出所) 財務省資料より作成

福祉医療機構の「長寿・子育て・障害者基金」からの2,787億円が最も多額で、この法人を含む厚生労働省所管法人からの国庫返納が最も多額となった(表2)。今回は、国庫返納の基金数が圧倒的に多かった農林水産省所管の基金のうち、公益法人に設置された30基金に注目し、①基金の設置目的、②基金の運用形態、③基金の保有水準、④従来の基金見直しによる国庫返納との相違点の4つの観点から国庫返納の状況を見ることとする。

5. 国庫返納が目立った緊急的事業実施の基金

まず、基金が設置された経緯及び設置目的に着目すると、農林水産省が所管する農林漁業の分野は、冷夏による作物の不作や気候変動による不漁、家畜の疫病発生など、環境変化の影響を特に受けやすいことに加え、産業人口(後継者)の減少や産業自体の衰退など、社会的変化にも大きく影響される分野であることから、農家への支援や農林漁業の強化を目的とした基金がこれまで多く設置されてきた。この中には、恒久的に農林水産業を支援するための基金もあるが、今回国庫返納された基金では、諸外国との取決め等に伴う国内環境の激変緩和や経済損失に対する緊急支援など、比較的短期間の活用を前提とした、緊急的な事業の実施を目的としているものが目立った(表3)。

⁵ 補助金等の交付により造成された基金数 163 のうち、農林水産省所管の公益法人等に設置された基金は 93 と他省庁に比べて圧倒的に多い。

表3 激変緩和や緊急支援を目的として設置された基金の例

法 人 名「基金名」	設置年	設置の目的
(財)日韓·日中新協定対策漁業振興財団 「新日韓漁業協定関連対策特別基金」	平10	平成11年の日韓漁業協定の締結に伴い、関係漁業者に当面生じる混乱を回避し、中期的な経営の安定を図るための各種助成事業を実施する
(財)日韓·日中新協定対策漁業振興財団 「新日中漁業協定関連対策特別基金」	平12	平成12年の日中漁業協定の締結に伴い、関係漁業者に当面生じる混乱を回避し、中期的な経営の安定を図るための各種助成事業を実施する
(財)日本特産農産物協会 「いもでん粉工場再編整備等基金」	平7	平成5年のウルグアイラウンド農業合意に基づくで ん粉の関税化に伴い必要となる工場の再編整備 に対して経費を助成する
(社)大日本水産会 「水産業燃油高騰緊急対策基金」	平19	漁業用燃油価格の高騰を受け、漁業活動における燃油消費量削減のための取組に対し、漁協や 漁業者を支援する

(出所)農林水産省資料より作成

こうした激変緩和を目的とした緊急支援的な基金事業は、急きょ設置することが多いため、必要な事業量や実施に係る費用等についての事前調査が必ずしも十分なされないまま設置されることが多い⁶。また、設置当初に事業量が集中するものの、緊急支援が行き渡り、環境変化への対応が進むにつれ、資金需要が減少するものでもあることから、事業の必要性を勘案して基金の見直しを行わない場合には、公益法人に必要以上の基金残高を抱えさせることになり、国の貴重な財源を公益法人に眠らせておくことになりかねない。

このため、今後は、その設置目的に照らし、事業の必要性が低下している基金については、不用分の国庫返納や事業の廃止を含めた基金の見直しを行っていく必要があると思われる。そして、新たな基金を設置する際には、効率的な財政運営につなげるため、目的に応じた基金の設置期間や事業終了時期を設定することも求められよう。

6. 取崩し型の基金が多かった国庫返納

基金の運用形態は大きく分けて、基金をフローとして取り崩して使用するもの(取崩し型)と、基金をストックとして保有しつつ使用するものの2種類がある。後者は更に3つの形態に分類でき、貸付等で基金を繰り返して使用するもの(回転型)、債務保証など基金を保有することにより基金事業を実施するも

⁽注)本表は平成22年度予算で国庫に返納された基金のうち、農林水産省所管の公益法人に設置された基金における主な例。

⁶ 会計検査院による「平成 12 年度決算検査報告」でも同様の指摘がなされている。

の(保有型)、基金を費消せず、その運用益を基金事業の財源に充てるもの(運 用型)に分けられる。

今回、国庫返納が行われた農林水産省所管の公益法人の基金を運用形態別に 見ると、基金数が最も多かったのは、取崩し型であり、財団法人中央果実生産 出荷安定基金協会の「果樹対策資金」や財団法人全国土地改良資金協会の「土 地改良負担金対策資金」などがこれに分類される(表 4)。

「果樹対策資金」は果実の価格が低下した場合に、基金を取り崩して生産者に補給金を交付する事業を実施しているが、事業実施期間の総所要額をあらかじめ保有する必要性は低いと判断されたことから、基金の過大分を国庫返納し、別途平成22年度所要額が予算措置された。また、「土地改良負担金対策資金」は土地改良事業の負担金の償還額を軽減するため、基金を取り崩し、償還金の一部を利子助成する事業を行っているが、利子助成事業はあらかじめ当該年度の事業に係る所要額を見込みやすいため、基金の形態で一定額をあらかじめ保有する必要性は低いとの理由で、基金残額が全額国庫に返納され、代わりに22年度所要額が予算措置された。

表 4 基金の運用形態別分類

運用形態	基金をフローとして取り崩して使用	基金をストックとして保有しつつ使用			
	取崩U型	回転型	保有型	運用型	
基金名	・差額補填資金 ・食品小売業等環境対策基盤強化事業助成資金 ・果樹対策資金 ・特定畑作物等対策資金 ・いもでん粉工場再編整備等対策資金 ・いもでん粉工場再編整備等対策資金 ・いもでん粉工場再編整備等対策資金 ・畜産経営維持安定特別対策基金 ・農山漁村振興基金 ・農地売買円滑化事業基金 ・農地売買円滑化緊急売買促進事業基金 ・土地改良負担金対策資金 ・漁協経営基盤強化推進基金 ・ノリ養殖業構造調整・競争力強化助成基金 ・加接殖業協定関連対策特別基金 ・新日中漁業協定関連対策特別基金 ・新日中漁業協定関連対策特別基金 ・新日中漁業協定関連対策特別基金 ・漁業協定関連対策特別基金	・緊急業は ・担い ・と ・と ・と ・と ・・ ・と ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・		・基金造成事業	

(出所)農林水産省資料より作成

「取崩し型」:基金を基金事業の財源に充てることにより、基金が費消される運営形態。

「回転型」:貸付など、基金を繰り返して使用する運営形態。

「保有型」: 債務保証など、基金を保有することにより基金事業を実施する運営形態。

「運用型」:基金を費消せず、その運用益を基金事業の財源に充てる運営形態。

(注3)土地改良負担金対策資金は複数の事業を実施しているため、取崩し型と回転型の両方に分類されている。

⁽注1)本表は平成22年度予算で国庫に返納された基金のうち、農林水産省所管の公益法人に設置された基金を運用形態別に分類したもの。

⁽注2)運用形態の「取崩し型」、「回転型」、「保有型」、「運用型」は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」の定義による。

他方、基金をストックとして保有するもののうち、土地改良事業の農家負担金の一部について無利子貸付を行う社団法人全国農地保有合理化協会の「緊急加速リース支援事業貸付原資基金」(回転型)、農地保有合理化法人が農業用機械の購入や土地の造成等に必要な資金を金融機関から借り入れる際に債務保証を行う社団法人全国土地保有合理化協会の「農地保有合理化法人債務保証基金」(保有型)、運用益で緊急食糧支援事業の実施のための基金造成を行う社団法人国際農林業協働協会の「基金造成事業」(運用型)などで国庫返納が行われた。

そもそも基金は、多年度にわたる支出を機動的に行うことを前提に設置されるものであるが、その性格上、一度設置されると国会の議決を経ることなく多年度にわたった支出が可能となるものである。今回、取崩し型の基金で数多く国庫返納が行われることとなったが、公益法人の基金に対して国会や国民のチェックが届きにくいことを考えれば、基金の運用形態と事業内容を考慮し、本当に基金でなければならないのか、毎年度の国の予算措置で目的を果たせないものなのかを改めて精査する必要がある。その上で、国の予算措置への変更や基金の廃止、使用見込みのない基金残高の国庫返納等を実施すべきである。これによって、財政の効率的運営に資するとともに、毎年度の予算を国会審議に付することで、国会及び国民によるチェックを行うことが可能となる。

7. 必要とされる基金規模の適正化

次に、基金の保有水準に着目する。農林水産省所管の公益法人等の基金のうち、社団法人全国農地保有合理化協会の「農地売買円滑化事業基金」、「農地保有合理化法人債務保証基金」、「農地保有合理化緊急売買促進事業基金」などは、事業実績に対して基金総額が過大だと判断され、不用分について国庫納付が行われた。

具体的には、「農地売買円滑化事業基金」は、農地保有合理化法人が行う農地売買等事業での買入価格と売渡価格の差損を基金から補てんする事業を行っているが、過去3年間の補てん実績が毎年0.7億円程度で推移している一方、基金残高は19億円と、活動実績の30倍程度の基金を有していた。また、「農地保有合理化法人債務保証基金」では、農地保有合理化法人が農業用機械の購入や土地の造成等に必要な資金を金融機関から借り入れる際の債務保証を行っているが、債務保証残高の実績額が毎年0.3億円程度であるのに対し、基金残高は3億円に上っていた(表5)。

-

⁷ 農地保有合理化法人とは、経営を縮小する農家等から農地の買入れ等を行い、その農地を意 欲ある農業者に売渡し等を行う都道府県公社等をいう。

表 5 事業実績と基金残高のかい離が大きい基金の例

(単位:億円)

法人名 「基金名」	基金残高	事業実績			
(本人有 · 基立有)	(平20末)		平18	平19	平20
(社)全国農地保有合理化協会					·
「農地売買円滑化事業基金」	19	補てん実績	0.6	0.7	0.7
「農地保有合理化緊急売買促進事業基金」	16	補てん実績	2	3.4	3.5
「農地保有合理化法人債務保証基金」	3	債務保証残高	0.3	0.3	0.3

⁽出所)農林水産省及び行政刷新会議資料より作成

基金は多年度の支出を前提として設置されているため、基金に対する補助金等の支出が国の予算として計上される時点では、事業に係る各年度の所要額や適切な基金保有額が把握しにくいことから、公益法人に必要以上の基金残高が積み立てられてしまう可能性がある。多額の基金を抱える公益法人については、豊富な基金運用益がいわゆる天下り役員の高額報酬や職員の福利厚生費における無駄遣いなどにつながる可能性も国会論議等で指摘されており⁸、歳出の無駄削減の観点からも徹底的な見直しが求められている。今後も、定期的に見直しを行い、実績に応じた基金規模の適正化を図っていく必要があろう。

8. 平成22年度予算における公益法人等基金の国庫返納と従来の基金見直し

最後に、平成22年度予算での公益法人等基金の国庫返納と18年8月の「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」による基金の見直しの際の国庫返納との違いに着目する。

18年の基金の見直しにおける国庫返納は、「補助金等の交付により造成した 基金等に関する基準」で定められた基準により、「使用見込みの低い基金等」に 該当するものについて、国庫返納など基金の取扱いを検討することとされた。

具体的には、①事業を終了した基金、②直近3年以上事業実績がない基金、 ③基金造成時の政策目的がなくなった又は変更になった基金、④基金の保有割合(基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合で、基金を保有する法人及び関係府省間で協議された合理的な事業見通し又は実績を用いて算出されるもの)が「1」を大幅に上回った基金等が「使用見込みが低いと判断される基金」とされ、見直しが検討されることとなった。

しかし、実際には保有割合が「1」以上のものでも国庫返納が行われなかっ

⁽注)本表は平成22年度予算で国庫に返納された基金のうち、農林水産省所管の公益法人に設置された基金における主な例。

 $^{^8}$ 第 164 回国会衆議院本会議録第 7 号 5 頁(平 18. 2.16)、第 169 回国会衆議院農林水産委員会議録第 12 号 27~29 頁(平 20. 5.15)、第 171 回国会参議院本会議録第 25 号 2~4 頁(平 21. 5.29)等

たケースや、基金の国庫返納が決まっていても、その返納時期は基金事業の終 了後とされ、その後も必要水準以上の基金を保有し続けるケースもあるなど、 返納基準の実効性を疑問視する指摘もあった⁹。

他方、今回の見直しはこのような基準はなかったものの、事業仕分けの議論を踏まえ各省が見直しを進め、基金残高の過大分について国庫返納が行われたものである。ここでは、現状において必要水準以上の残高を保有していると判断された基金は、返納時期が決まっていても、その時期を前倒しして返納することとされた。

具体的には、社団法人全国農地保有合理化協会の「農地保有合理化緊急売買促進事業基金」において、22年度の事業終了後に予定されていた国庫返納を前倒しして、基金残高の全額(8億円)が返納された。また、社団法人大日本水産会の「漁船漁業構造改革総合対策基金」は25年度の事業終了後に精算し国庫返納する予定であったが、今回の見直しによって、使用見込みのない現時点での過大分(基金残高370億円のうち、358億円)は返納時期を前倒しして22年度に国庫返納されることとなった。

このほか、今回の見直しでは、緊急食糧支援事業における政府米貸付の償還で発生する特別会計の損失を補てんする社団法人国際農林業協働協会の「差額補填資金」や、農業者の経営改善に必要となる資金の金利負担軽減のための利子助成を行う財団法人農林水産長期金融協会の「農山漁村振興基金」など、多くの基金において、基金残高を返納した上で22年度からは、その都度、所要額を予算措置する方式に変更する措置が講じられた。

こうした返納時期の前倒しや各年度の所要額を措置する方式への変更は、これまでの基金の見直しから一歩踏み込んだものと評せよう。

9. 公益法人等の基金見直しの成果と今後の課題

平成22年度予算の歳入として計上された公益法人等の国庫返納額は8,650億円と、予算全体から見れば0.9%にすぎない額である。しかし、公益法人や独立行政法人等の基金の必要性等を厳しく見直し、国庫返納を実施した上で毎年度の予算措置に変更できるものは切替えを行うなど、財政運営の効率性の観点から見れば、前進と評価できる試みであったと言えよう。また、基金の国庫返納は恒久的な歳入の確保にはならないが、こうした見直しにより基金運営の適正化が図られることで、財政健全化に寄与する可能性もあると思われる。

-

⁹ 福嶋博之「補助金等の交付により造成された基金の見直し」『経済のプリズム 46 号』参議院 事務局企画調整室(平 19.9)

他方、前述の農林水産省所管の公益法人に設置された基金における国庫返納の状況からは、公益法人や独立行政法人に設置された基金に関する今後の課題も見えてきている。

第一に、基金方式から予算措置方式への変更が行われた事業について、今後いかに継続的に経過観察をしていくかが課題となる。今回の見直しにおいて、多くの基金では、あらかじめ多額の基金残高を保有する方式から各年度の所要額を予算措置する方式への変更が行われた。これにより、基金への補助金等の財政支出は、各年度の予算として国会での議決を経る必要があり、財政民主主義の観点からも一歩前進したと言える。それゆえ、今後は基金事業の妥当性や予算計上の是非などについて、国会のチェック機能をいかして絶えず監視を続ける必要があろう。

第二に、国の補助金等の交付により公益法人や独立行政法人等に設置された基金について、定期的な見直し体制の確立が課題となる。今回は事業仕分けによる公開議論の場を活用した見直しが行われたことで、各基金について、設置目的と実態とのそごや基金規模の妥当性などが論点となり、一定の改善が促された。従来から公益法人に関しては、外部のチェックが働きにくいとの指摘があるが、今後も定期的に事業仕分けにおけるような検討を行うなど、国民の目に見える形での基金の見直し体制の確立が求められる¹⁰。

第三に、公益法人の基金について、事業実績や運営状況などの更なる情報公開が求められる。国民が公益法人に設置された基金の事業実績の推移や法人の組織運営状況等を把握するためには、当該法人や所管省等による毎年度の財務諸表や事業報告書を始め、事業の実態を知りうる十分な資料の公表が欠かせない。しかし、現状ではこれらの法人について国民が知りうる情報は限られており、組織運営等に関して依然不透明な部分が多い。今後は事業実績や基金の運営状況、財務諸表の公開などの情報公開を更に推進することが必要であり、それが公益法人の基金はもとより、公益法人自体の存廃も含めた見直しの議論を行っていく大前提となろう。

10. むすびに

本稿では、平成22年度予算で国庫に返納された基金のうち、特に国庫返納基

¹⁰ 平成 18 年 8 月 15 日閣議決定の「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」でも、補助金等の交付により造成した基金について、基金を保有する法人は少なくとも 5 年に 1 回は定期的に見直しを行い、その結果を公表するとされているが、見直しの対象は公益法人の基金に限られ、独立行政法人や認可法人等については対象外とされている。

金数が多かった農林水産省所管の公益法人の基金の状況を整理することで、今後の基金の在り方について考察した。他省所管の公益法人や独立行政法人等の基金についても同様の観点からの問題が指摘できるのではないかと推察される。現在、我が国財政は深刻な状況にあるが、これまで不透明と指摘されてきた公益法人や独立行政法人等の基金について、今後も積極的に、国会による継続的な監視や定期的な見直し体制の確立、情報公開の推進等の課題に取り組むことで、基金運営の適切化が図られ、ひいては、より効率的な財政運営の実現による財政健全化への寄与が期待される。

【参考文献】

福嶋博之「補助金等の交付により造成された基金の見直し」『経済のプリズム 46 号』 参議院事務局企画調整室(平成 19 年 9 月)

会計検査院『平成 12 年度決算検査報告』第 4 章第 14「国が公益法人等に補助金等を 交付して設置させている資金について」

(内線 3127)